

大人用紙おむつ割引券 Q&A

<店舗向け>

- (1) Q : 使用された割引券は店舗側で処分していいですか？
A : 使用済の割引券は、その割引額を社会福祉協議会に請求いただく際に、請求書に添付してください。

- (2) Q : 割引額の請求は毎月しなければいけませんか？
A : 毎月使用された割引額を、翌月 10 日までに社会福祉協議会にご請求いただくことを基本としますが、数か月分まとめて請求していただくこともできます。ただし、年度を超えて請求していただくことはできません。翌年度の 4 月 10 日までにご請求いただけないと、お支払いすることができなくなります。

- (3) Q : 割引額はいつごろ振り込まれますか？
A : 請求いただきました月の月末にはお振込みいたします。ただし、その月の 10 日以降にご請求いただいた場合は、お振込みが遅れることがあります。

- (4) Q : 割引券の利用取扱店舗として登録するにはどのような手続きが必要ですか？
A : 「大人用紙おむつ助成事業登録申請書 (様式第 2 号)」をご提出いただく必要があります。その後、社会福祉協議会から「登録認定通知書 (様式第 3 号)」をお送りいたしますので、そちらをお受け取りいただきますと登録手続きは完了となります。

- (5) Q : 登録認定通知書を受け取ったら、すぐに割引券を取り扱えますか？
A : 割引券の更新時期が 4 月・8 月・12 月であり、取扱を開始いただくのも同時期となります。そのため、認定通知書をお受け取りいただいてから、その 3 回のうちのいちばん近い月の初日が、取扱開始日となります。

- (6) Q : 割引券の取扱をやめたいときはどうしたらいいですか？
A : 「大人用紙おむつ助成事業登録抹消申請書 (様式第 4 号)」を社会福祉協議会にご提出いただく必要があります。その際も、4 月・8 月・12 月のうち、いちばん近い月の初日までは取扱をしていただくこととなります。